

埼玉県歌プロモーションDVD・CD貸出・利用基準細則

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県歌プロモーションDVD・CD（以下「DVD等」という。）貸出・利用基準第3条第3項第4号に基づき、県民広聴課長が不相当と認める場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県民広聴課長が不相当と認める場合)

第2条 次の各号に掲げる場合については、DVD等の利用を認めないこととする。

- (1) 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の作品とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不相当であるとき。

(その他の事項)

第3条 この細則に定めのない事項については、県民広聴課長が別途定める。

附 則

この細則は、平成29年3月31日から適用する。

この細則は、令和3年4月1日から適用する。